

子ども未来園の園交流等における職員の運賃について

【内 容】

コミュニティバスの更なる利用促進及びPRのため、子ども未来園の園交流等で職員がコミュニティバスを利用する場合の運賃を無料にする

【方 法】

- ①関係課は地域安全課へ事前に「コミュニティバス利用申請書」を提出
(コミュニティバス利用申請書は裏面を参照)
- ②地域安全課は申請内容を確認し、適当であると認めた案件について、一日乗車券を事前に配布

【運用開始】

平成30年4月2日(月)利用分から

【その他】

利用促進を目的とするため、利用人数については従来通りカウントする

決 裁 欄					利用 可・否
課 長	主 幹	補 佐	主 査	担 当	

コミュニティバス利用申請書

年 月 日

地域安全課長 様

課 長 ㊟

犬山市コミュニティバスの利用について、下記のとおり申請します。

記

1. 目 的	
2. 目 的 地	
3. 利 用 人 数	職員： _____人 園児： _____人
4. 利 用 日	年 月 日 ()
5. 利 用 路 線 名	
6. 利 用 バ ス 停 及 び 利 用 時 間	(行き) 乗車： _____ (時 分発) 降車： _____ (帰り) 乗車： _____ (時 分発) 降車： _____

※申請の際、利用目的の内容が分かる書類（スケジュール等）を添付してください。

※申請書は、利用予定日の2週間前までに提出をお願いします。

※一般乗客の利用を優先するため、利用人数によっては、お断りする場合がありますので、
予めご了承ください。

事務局 使用 欄	
受渡し日	受取者